証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者が、技術士法施行規則第14条第1項第5号に規定する登録事項 (勤務する事務所の名称及び所在地)を下記のとおりとして、登録の変更を 届出ようとする者であることを証明します。

事務所の名称	
事務所の所在地	

注;登録事項変更届出書(様式第十一)に記入した名称・所在地(変更後)と合致させて下さい。

令和 年 月 日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長 殿

所在地

名 称

代表者

(印)

|--|

※勤務先分類コード表

01	官庁…国の出先機関、国立の研究所を含む。	32	財団法人・社団法人…公益法人及び一般法人。
11	地方自治体…都道府県・市町村の出先機関、研究所を含む。	41	一般企業…コンサルタント会社を除く企業。
21	教育機関…国・公・私立大学及び付属研究所、高専等。	42	コンサルタント会社…建設コンサルタント業等。
31	独立行政法人等…機構及び事業団を含む。		(調査・測量業を含む。)

記入例

証 明 書

様式に合わせて WordやExcel等で作成し た 同一の書面でも結構です

氏 名 技術 太郎

技術士の氏名、 生年月日を記入 昭和■■年■■月■■日生

事務所の名称のみ又は所在 地のみの変更の場合でも、 名称及び所在地の両方をご 記入下さい。

| 大学|| 七法施行規則第14条第1項第5号に規定する登録事項

地のみの変更の場合でも、 称及び所在地)を下記のとおりとして、登録の変更を

っることを証明します。

事務所の名称

株式会社△△△ 埼玉支店

事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区南浦和■丁目■番■号

注;登録事項変更届出書(様式第十一)に記入した名称・所在地(変更後)と合致させて下さい。

令和 ■ 年■■月■■日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長 殿

変更後の事務所による 証明【公<mark>印</mark>】を受ける

会社等の名称印【社印等】及 び証明権者の公印【代表者 印】の捺印が必要です。

(会社名【角印】と役職名【役職印】が別々の場合、両方の捺印が必要です。)

所 在 地 埼玉県さいたま市南区南浦和■丁目■番■号

名 称 株式会社△△△ 埼玉支店

代表者 🗆 🗆 🗆

※ 勤務先分類コード

4 1

※勤務先分類コード表

01 官庁…国の出先機関、国立の研究所を含む。

32 財厂

び一般法人。

- ※「証明者」と「事務所の名称・所在地」について
- 1. 会社等の代表者(社長、理事長、会長等)又は本社の総務・人事部長により証明された場合、本社、支社、支店、出張所及び部署等のいずれでも登録できます。
- 2. 本社の代表者以外(支社長、支店長、工場長等)により証明された場合、 その支社、支店、工場等の名称・所在地で登録することになります。